健生食輸発0305第1号令和6年3月5日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

## 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (インド産食品のアフラトキシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正: 令和6年3月1日付け健生食輸発0301第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、JAI NAGOBA FOOD INDUSTRIESの製造したトウジンビエを含むインド産食品からアフラトキシンが検出されたことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表4に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

## 別添1のインドの項中、

製品検査	条件	検査の項目	試験品	検査の方法	検査を受けること
の対象食			採取の		を命ずる具体的理
品等			方法		由
トウジン	別途指示	総アフラトキ	別表 2	平成23年8月16日付	総アフラトキシン
ビエを含	する製造	シン(アフラ	による	け食安発0816第2号	が10 μ g/kgを超え
む食品	者で製造	トキシンB₁、	こと。	「総アフラトキシ	て含有しているお
	されたも	B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の		ンの試験法につい	それがあるため。
	のに限る。	総和)		て」によること。	

を追加する。